

<対策のポイント>

東日本大震災により被災した**漁港海岸**を**早期に復旧するため、災害復旧事業を実施**します。

<政策目標>

地域住民の生活の安定と水産物の安定供給体制の速やかな復旧〔令和6年度まで〕

<事業の内容>

1. 漁港、海岸等の災害復旧事業

- 東日本大震災により被災した漁港海岸の災害復旧を実施します。

〔補助対象、事業実施主体〕 県、市町村

〔国費率（基本）〕 事業費の2/3

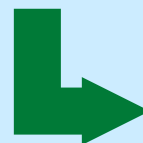
<事業の流れ>

2/3等



<事業イメージ>

漁港漁村地域が有していた水産物供給機能等の早期回復を図るため、地震、津波により被災した海岸保全施設を復旧します。



〔お問い合わせ先〕 水産庁防災漁村課（03-3502-5638）